

旭川医科大学共同研究講座規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学共同研究講座規程の一部を改正する規程

旭川医科大学共同研究講座規程（平成30年旭医大達第9号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(経費負担等)</p> <p>第8条 民間機関等は、謝金、旅費、共同研究講座教員人件費、設備備品費、消耗品費等の共同研究講座の設置及び運営に必要となる直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。この場合における間接経費の額は、直接経費の<u>30%</u>に相当する額を標準とする。ただし、学長が特に認めた場合は、これと異なる額とすることができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>共同研究講座の間接経費について、費用負担の適正化を行うことで、持続可能な財政基盤の強化を図るもの。</p>	<p>(略)</p> <p>(経費負担等)</p> <p>第8条 民間機関等は、謝金、旅費、共同研究講座教員人件費、設備備品費、消耗品費等の共同研究講座の設置及び運営に必要となる直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。この場合における間接経費の額は、直接経費の<u>10%</u>に相当する額を標準とする。ただし、学長が特に認めた場合は、これと異なる額とすることができるものとする。</p> <p>(略)</p>